

特定動物の選定基準等について（案）

1. 特定動物リストの検討について

本検討会では、飼養実態又は飼養可能性があると認められる野生動物（科・属・種）を対象とし、以下の「特定動物選定の考え方」をもとに、人の生命、身体等に危害を加えるおそれのある危険な動物（特定動物リスト）の検討を行う。

<特定動物選定の考え方>

（平成 17 年 9 月 21 日 環境省 第 10 回中央環境審議会動物愛護部会資料より一部修正）

①選定に当たっての主な考え方

- 飼育下からの逸走等により周辺の人への危害が及ぶ事故等が起こるおそれの強さから判断
- おそれの強さの判断については、飼養を制限する必要がある重大な事故につながるおそれを勘案する。また、専ら動物が主として持つ特性や能力によって判断。
- 以下の動物種は選定の対象からあらかじめ除外。
 - ・通常人の飼養対象となるとは考えられないもの 例：スズメバチ
 - ・水の中でしか生息できないもの 例：サメ等
 - ・イヌ、イエネコ、その他家畜動物（広義の家畜種）

②判断事項と選定基準

- 選定に当たっての人の生命、身体等への危害を加えるおそれを判断するための動物種の特性や能力に係る事項

◆判断事項（詳細は次ページ参照）

- A 毒性（動物の持つ毒素による危険性）
- B 爪牙等による殺傷力
- C 物理的な圧力（重さと運動能力による抵抗排除力）
- D 攻撃性向

◆選定基準

- Aの毒性：その動物が有する人に対する毒性（咬まれる等による毒性）が、致死の可能性等重大な事故につながるおそれのあるものを選定。
- B、C及びD：この3項目は総合的に判断することが必要。過去からの飼養経験や事故例など人との関わりにおける動物の特性も勘案し、重大な事故につながるおそれのあるものを選定。

※なお、具体的な動物の選定は、特性や能力の共通性に着目して行うこととし、外国産で詳細の不明な種が多く、種の分類上問題があるものは属の全種、科の全種などで選定

◆判断事項

A 毒性

1	人に対する毒素なし
2	局所の疼痛又は発赤等一時的な症状を呈する毒素を有する
3	ショック症状、発熱、心気亢進、アレルギー等の全身症状を呈する毒素を有する
4	2で示した全身症状が回復した後にも内臓障害、機能障害等の後遺障害を残す毒素を有する
5	致死性の毒素を有する

B 爪牙等による殺傷性(毒性を有するものは毒素による殺傷性を考慮)

1	傷害の危険性なし
2	軽症を負う可能性がある
3	
4	重症(30日以上加療を要する)を負う可能性がある
5	死亡する可能性がある

C 動物の持つ運動能力や物理的な圧力

1	運動能力が低く物理的圧力が小
2	運動能力が低く物理的圧力が中、運動能力が並で物理的圧力が小
3	運動能力が高く物理的圧力は小、運動能力は低く物理的圧力は中
4	運動能力は並で物理的圧力が中、運動能力が高く物理的圧力が中
5	運動性及び物理的圧力が大、運動能力が中で物理的圧力が大

D 攻撃性

1	攻撃性は全くない
2	威嚇又は接触しようとした場合に攻撃してくる
3	人から動物が目視できる至近距離に接近した場合に攻撃してくる ⇒人が危険から未然に逃避することが容易
4	ある程度(人間から動物が目視できない)の距離に人が接近した場合に攻撃を仕掛けてくる事がある ⇒人が危険から未然に逃避することが困難
5	狩猟本能などにより積極的に人を攻撃してくる

2. 選定方法の明確化及び考慮事項の追加検討

これまで環境省動物愛護管理室は、動物による人の生命、身体等への危害の発生防止のより一層の徹底を図るため、各分野における12名の有識者等のヒアリングを通して特定動物の選定基準のあり方に関して情報収集を実施してきた。

この中で、選定方法が不明確である、また一部の分類群についてはその危険性の性質が特殊であるため個別の考慮事項を設けてより正確に判断する必要がある、といった指摘があった。

このため、今回の特定動物リスト検討にあたっては、これまでの選定基準を踏襲しつつ、飼養されている野生動物が人の生命、身体等に危害を及ぼすおそれの強さ（以下では「危険性」という。）について、以下の項目について考慮して見直しを行うこととする。

（1）選定方法の明確化

野生動物については、一般に個々の種の危険性を示す情報は限られており、危険性の判断にあたっては、過去の事故事例や動物園の飼育員及び野生生物の研究者等のハンドリング経験等が勘案されてきた。

他方で、人の生命、身体等への危害防止が重要であることは言うまでもなく、事例や知見が不足していても、その危険性について合理的な判断が行える場合には選定を検討する余地がある。

そこで、本検討会での再検討にあたっては、現行リストを基に、以下の方法で選定を行う。

① 特定動物の選定方法

第1段階 属レベルの選定

特定動物の選定は属レベルを基本とする。生物分類における属（Genus）は、形態や生態等に一定のまとまりのある進化系統を反映した単位（グループ）であり、属を構成する種では、毒性・爪牙・運動能力などの形態や攻撃性向などの生態からみて危険性についても一定の共通性のある場合が多い（例：ヒヒ属、オオヤマネコ属など）。

明らかに危険性の高い種のみで構成されている属、危険性の高い種を含み残りも同等の危険性があると形態や生態等から類推される種で構成される属については、属レベルでの危険性の判断による選定を基本とする。

なお、種数が少ない科において、明らかに危険性の高い種のみで構成されている場合には、科レベルでの危険性の判断による選定を行う。

第2段階 種レベルの選定

属によっては、構成種における体サイズの差が著しかったり、生態的に大きく異なっているものが見られる（例：オマキニシキヘビ属）。このような属については、属内の

構成種について種レベルでの危険性の判断による選定を行う。

② 特定動物リストからの削除方法

既に特定動物とされているが、新たな知見によりその危険性が低いと考えられるものについては、指定状況に応じて科・属・種レベルで削除を検討する。なお、削除の際には危険性を判断するに十分な根拠となる情報や知見を収集し、専門家の検討を踏まえた特に慎重な判断を必要とする。

(2) 分類群別の考慮事項

飼育下からの逸走等により周辺の人への危害が及ぶ事故等が起こるおそれの強さや事故等の起きやすい状況等は、分類群によって大きく異なるため、それぞれの分類群で以下の項目について考慮して、その危険性を判断する。

① 哺乳類

- ・特になし。

② 鳥類

- ・猛禽類に関しては、必ずしも体のサイズと危険性が一致するとは限らず、脚の爪（爪の鋭さや長さ、爪を食い込ませる握力）が危険性の判断にあたり重要な特性・能力となるため、これを重視して判断する。

③ 爬虫類

- ・大型の爬虫類（オオトカゲ類、大型ヘビ類、ワニ類）は、遺伝的に最大サイズが決定する哺乳類や鳥類とは異なり、長寿になるにしたがい体のサイズが徐々に大型化する傾向にあり、野外では極めて稀に長生きした大型個体が発見されて最大サイズとして記録される。このため、記録上の最大サイズの個体は極めて稀にしか存在せず、事実上、入手は不可能と考えられるため、飼育下で成長する体のサイズの限界を考慮して、その危険性を判断する。
- ・ニシキヘビ類などの大型ヘビ類は、巻き付いてからの締め付けが危険性の判断にあたり重要であるが、人間を獲物として認識して積極的に襲ってくるかどうか、人間を獲物にできる体のサイズまたは十分な締めつける力を持つかを考慮して判断する。
- ・毒ヘビ類に関しては、重傷・死亡事例のある種の情報は限られており、その毒性について不明な種が多くを占めるため、潜在的に毒によって重傷・死亡を引き起こす可能性のある種の特定は極めて困難である。また、国内における毒ヘビ用の抗毒血清の配備状況も国内在来種のマムシやハブを除いては限られる。このように、毒ヘビ類による事故は重大な結果を容易にもたらすことに鑑み、有毒種として記録された種を含む分類群については、その特性や能力の共通性に着目して、予防的に科・属レベルで危

険性を判断する。

(3) 分類学的な変更による再検討

野生生物の分類体系は、科学的な解明度の向上により日進月歩で変化することで、様々なレベル（科・属・種）での統廃合があり、既に現行の特定動物リスト上でも最新の分類体系と齟齬を生じている部分が見受けられる。例えば、科・属レベルでは、同属とされていた種が別属として新たにグルーピングされていたり（例：ユキヒョウ属の新設によりヒョウ属より分割）、種レベルでは島嶼部に広域分布している種が島ごとに分割された種もある（例：アメジストニシキヘビが5種に分割）。

このような現状に対応するため、特定動物リストから分類学的な変更が生じた部分について反映させ、同時に変更部分の範囲（科・属・種レベル）の危険性について見直しの検討を行う。